

電気供給約款 (低圧)

別紙 I (料金表)

《新富町応援プラン》

宮崎電力 株式会社

令和 2 年 9 月 1 日改訂

1. 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。

2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

3. 契約電流

- (1) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。
- (2) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

4. 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款(低圧)別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款(低圧)別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、電気供給約款(低圧)別表2(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款(低圧)別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、電気供給約款(低圧)別表2(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款(低圧)別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合は、電気供給約款(低圧)別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款(低圧)別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を上回る場合は、電気供給約款(低圧)別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 契約容量 | 単位 | 料金(税込) |
|--------|-----|------------|
| 20アンペア | 1契約 | 561 円 48 銭 |

| | | |
|--------|-----|--------------|
| 30アンペア | 1契約 | 842 円 22 銭 |
| 40アンペア | 1契約 | 1,122 円 96 銭 |
| 50アンペア | 1契約 | 1,403 円 70 銭 |
| 60アンペア | 1契約 | 1,684 円 43 銭 |

(2) 電力量料金

電力料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

| | 単位 | 料金(税込) |
|-------------------------------------|------|-----------|
| 最初の120キロワット時まで(第1段階料金) | 1kWh | 16 円 58 銭 |
| 120キロワット時をこえ300キロワット時まで (第2段階料金) | 1kWh | 21 円 40 銭 |
| 上記超過(第3段階料金) | 1kWh | 22 円 45 銭 |

(3) 最低月額料金

(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料を下回る場合は、その1月の料金は、最低月額料金及び電気供給約款(低圧)別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

| | 単位 | 料金(税込) |
|--------|-----|------------|
| 最低月額料金 | 1契約 | 314 円 60 銭 |

5. その他

本別紙に定めのない事項については、電気供給約款(低圧)によるものといたします。

6. この料金表の実施日

この料金表は、令1年10月1日から実施いたします。

